

第7回教育委員会会議

1 日時 令和6年4月23日（火） 午後3時30分～午後5時10分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第6委員会室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
赤木 登代	委員
山口 照美	港区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長
上原 進	教務部長
西 徹	生涯学習部長
大西 啓嗣	指導部長
中道 篤史	第3教育ブロック担当部長
橋本 洋祐	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
花月 良祐	施設整備課長
村上 朋子	技術管理担当課長
上田 慎一	教職員人事担当課長
中川 達雄	教職員サービス・監察担当課長
藤堂 秀和	教職員給与・厚生担当課長

比嘉 直子 生涯学習担当課長
乗京 慎二 初等・中学校教育担当課長
瀬脇 浩 首席指導主事

伊藤 純治 教育政策課長
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に巽委員を指名
- (3) 案件

議案第55号	大阪市社会教育委員の委嘱について
議案第56号	審査請求に対する裁決案について
議案第57号	令和7年度使用中学校教科用図書の採択について
議案第58号	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会等への諮問について
議案第59号	令和7年度校長公募について
議案第60号	職員の人事について
報告第11号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について
報告第12号	市会提出予定案件（その5）（鶴橋小学校建設工事請負契約締結について）
報告第13号	市会提出予定案件（その6）（淀川中学校建設工事請負契約の一部変更について）
報告第14号	市会提出予定案件（その7）（教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案）
協議題第3号	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置及び委嘱について

なお、議案第60号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議

案第59号、報告第12号から第14号及び協議題第3号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第55号「大阪市社会教育委員の委嘱について」を上程。

西生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員は、社会教育法ならびに大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を具申する等の職務を行うため設置されているものであり、社会教育関係団体の関係者あるいは学識経験者等から構成されている。

現在の社会教育委員のうち、5名の方について、令和6年4月27日付けで任期が満了することに伴い、4名の方について新規委嘱を行い、1名の方について再委嘱を行いたい。

まず、新規委嘱者について、はぐくみネットコーディネーターの吉田典子氏の後任として、同じくはぐくみネットコーディネーターの浅田真理子氏、大阪教育大学特任教授の松永尚子氏の後任として、大阪青山大学客員教授の柴山浩一氏、日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長の小林拓矩氏の後任として、同じく副議長の原田大輔氏、関西大学文学部教授の赤尾勝己氏の後任として、龍谷大学文学部教授の林美輝氏に委嘱したいと考えている。また、再委嘱については、大阪市青少年指導員連絡協議会会長の山下親善氏に、条例第4条第3項に基づき、委嘱したいと考えている。

任期については、いずれの方も、条例第4条にもとづき、令和6年4月28日から令和8年4月27日としたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第56号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、保有個人情報の開示請求への審査請求に対する裁決として、非開示決定の一部を取消し、その他の部分は本件審査請求を棄却するものとして提案する。

事案の概要について、令和3年12月7日、「令和2年11月30日付、減給1月の懲戒処分に至る過程で作成された一切の記録」に対する開示請求があった。教育委員会は、本件請求

に係る保有個人情報、議案書5ページの別表1のとおり特定したうえで、本件文書のうち、別表2の理由により、同月21日付けで部分開示決定を行った。

令和4年3月8日、審査請求人の代理人から、処分庁である教育委員会に対し、本件決定を不服として審査請求がなされたことから、審査庁である教育委員会は、第三者機関である大阪市個人情報保護審議会に諮問を行ったところ、大阪市個人情報保護審議会の答申として、令和6年3月29日付けで、本件決定で開示しないこととした部分のうち、議案書6ページにある別表3の項番1から13までの該当箇所欄に掲げる部分を開示すべきであり、その余の部分は妥当であるとの答申を受けた。開示すべきとされた内容と主な理由として、「ア」、「開示請求人が行ったとされる体罰・暴力行為の対象者の氏名等」は、審査請求人が開示請求時点で既に知っている情報であることから、当該情報は開示すべきであるとした。「イ」、本件情報1の文書は、人事委員会への審査請求における証拠文書と同一の文書であり、この証拠文書ですでに判明している情報は開示すべきであるとした。「ウ」、事情聴取議事録における「本件生徒その他開示請求人以外の関係者の氏名」は、審査請求人が事情聴取の場で聞いており、開示請求時点で既に知っている情報であることから、当該情報は開示すべきであるとした。また、「顛末書提出に関する指示事項」は、審査請求人が同じく事情聴取の場で聞いており、開示請求時点で既に知っている情報、かつ開示したとしても本市の訴訟上の地位を不当に害するおそれがあるとは認められないことから、当該情報は開示すべきであるとした。「エ」、「基本条例及び地方公務員法の条文の抜粋並びに『体罰暴力行為等に対する処分等の基準について』の抜粋」は、いずれも広く公表されている情報であって、審査請求人に開示したとしても、人事管理事務の公正かつ円滑な遂行に重大な支障を及ぼす相当の蓋然性があるとは認められないことから、当該情報は開示すべきであるとした。

答申を尊重し、その内容を踏まえて、審査庁として教育委員会が請求人に対し裁決を行うものである。本日、本件についてご承認いただけたら、速やかに裁決書を審査請求人あて送付したい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 懲戒処分自体に対する取消の審査請求はされているのでしょうか。

【中川教職員服務・監察担当課長】 はい。別で取消の審査請求をされております。

【森末委員】 その関係で文書を出すようにということで審査請求をされたということこ

とですね。

【中川教職員服務・監察担当課長】 そのとおりです。

【森末委員】 本体の方の懲戒処分取消の審査請求の結果は出ていないのでしょうか。

【中川教職員服務・監察担当課長】 まだ出ておりません。

【大竹委員】 12月7日に開示請求が出てきて、21日に部分開示を決定して、その後審査請求があって今回一部を開示するとのことですが、12月21日の決定の時に今回のような部分を開示すべきという議論はなかったのでしょうか。あるいはその時点ではわからなかったのでしょうか。開示すべき事項に該当しないという考えだったのでしょうか。

【中川教職員服務・監察担当課長】 その時の判断ということになりますと少し難しい部分もあるのですが、おそらくは慎重に対応したと。情報公開請求であれば公開しないということもございまして、これは個人情報の開示請求になるので出せるというものでは結果としてはあったのですが、その時は慎重に判断したのでであると認識しています。

【大竹委員】 そうすると、今後、このような個人情報の中で、たまたま開示請求者は当事者であって、ヒアリングをしているということで、わかっているよねということだとすると、今後同様のケースが出てきた場合は、開示部分は現在よりも多くなるのでしょうか。それとも同じように慎重なままになるのでしょうか。

【中川教職員服務・監察担当課長】 今回の答申を受けておりますので、答申を受けた形で進めることになりますので、今後同様の請求があれば開示することになると思います。

【大竹委員】 わかりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第11号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書にかかる今後の対応について」を上程。

中道第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

最初に事案の概要等について、令和3年8月15日、当時小学校4年生の男子児童が、他の複数の児童らにより携帯電話を取り上げられ、その画面が破損したと当該児童保護者より申告があった。また、複数の児童らから追いかける等の事案が発生した。その後、当該児童が不登校になったことから、令和3年12月28日、初動調査が実施され、初動調査

終了後、当該児童保護者の意向を受け、令和4年7月1日より詳細調査が実施された。

次に、「教育委員会からの諮問事項」としては、①本事案に係る事実関係の調査、②本事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、③調査結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置の検討、となっている。

なお、「経過」としては、令和4年7月21日、第1回部会が開催され、20回の審議を経て、去る令和6年3月22日、調査報告書が手交された。

当該児童は、軽度知的障がい、ADHD、自閉症スペクトラム障がいの診断を受けており、思い通りにならないと大声を出したり、暴言や暴力をふるったりすることもあった。事実認定として、一つ目の事案は、令和3年8月15日、公園のブランコ周辺で遊んでいた3年生児童に対し、当該児童が「ブランコ代われ」と言い、断られた後も暴言を吐いたうえ、止めに入った児童を殴った。その後、関係児童が当該児童を追いかけたところ、当該児童は泣きながら自宅に帰り、携帯電話を持って再度公園に戻り、関係児童らを撮影した。関係児童らはデータ削除を求め、当該児童を追いかけた後、腕をつかみ携帯電話を取り上げ、データを削除している。保護者の言い分ではその際、画面が割れていたとのことだが、これについては事実認定されていない。二つ目の事案は、令和3年9月5日に発生した事案で、これも当該児童と関係児童の言い分に齟齬があり事実認定ができていない部分がある。まず、当該児童の言い分では、公園前において当該児童がぬいぐるみを服の中に入れて歩いていたところ、関係児童らが当該児童をからかったため、言い返したところ、関係児童らに自転車で追いかけられたとなっている。一方、関係児童の言い分では、信号待ちをしていた際、当該児童が突然殴ってきたため自転車で追いかけたと食い違っており、どちらかの言い分を認定することは困難と判断されている。ただし、関係児童が、当該児童を追いかけて、ぬいぐるみを取り上げたこと、階段上の通路からそれを落とした後、当該児童の襟元をつかみ謝罪を要求したことは事実認定されている。三つ目の事案は、令和4年2月19日当該児童が公園に向かう途中、関係児童らに絡まれパニックになったとされているが、これも具体的なやり取りは認定されていない。四つ目の事案は、令和4年3月21日当該児童及び保護者が自宅近辺で関係児童と遭遇したとなっているが、これは事実認定されていない。五つ目の事案は、令和4年3月25日に当該児童が、関係児童らから追いかけられたとされている。

いじめの該当性として、一つ目の事案については、当該児童を追いかけた行為、当該児童の携帯電話内のデータを削除することを求め、腕を捕まえた行為、携帯電話を取り上げ、

データを削除した行為はいじめに該当するとされている。しかし一方で、当該児童が無断で撮影した行為は肖像権を侵害する行為であり、また、当該児童による暴言や暴力については、逆に、当該児童による関係児童へのいじめに該当しうるとされている。二つ目の事案については、当該児童を自転車で追いかけた行為、ぬいぐるみを取り上げた行為、人形を落とすと告げ、地面に落とした行為、襟元をつかんで謝罪を要求した行為はいじめに該当するとされている。三つ目の事案の、当該児童を取り囲む行為、五つ目の事案の追いかけた行為はいじめに該当するとされている。

当該校ないし教育委員会の課題点として、一つ目の事案について、連絡を受けた後の担任の言動や、互いの言い分に食い違いが多い点を考慮して当該児童の保護者が要望していた保護者同士の話し合いの場の設定に応じなかったことが、当該児童と保護者に寄り添えていなかったと言わざるを得ないとされている。また、学校が第1事案、第2事案ともに「いじめ」あるいは「いじめの疑いがある」として対応していなかったことが指摘されている。そして、保護者だけではなく、学校も区子育て支援室やこども相談センターとは連携していたが、関係機関が役割分担して支援に当たっていなかったことも課題とされている。さらに、特別支援教育・インクルーシブ教育における課題としては、関わっていた教員が当該児童保護者の真意をくみとり、関係調整する役割を十分果たせていなかったとされている。加えて、校外での異年齢児童とのトラブルについて、コロナ禍以降実施できない状況にあったとはいえ、幅広く多様な他者と交流する機会を作る必要があったとされている。

最後に提言として、①いじめ防止、対応のために基本的な考え方を再確認すること、②外部専門家を取り入れるチーム作り、③学校以外の関係機関におけるサポート作り、④特別支援教育、インクルーシブ教育のあり方の見直し、の4点を受けている。

提言を受けた対応としては、今回提言された内容については、既に実施していることから、引き続き継続した取り組みを進めるとともに、本件調査報告書の内容については、全市小学校・中学校の校長に周知し、「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底について、引き続き研修等を通じて注意喚起を促すとともに、教育委員会事務局担当指導主事等についても、問題点を共有して対策を講じるなど再発防止に努めてまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 今回の被害者は軽度知的障がいがあるとのことですので、きつとうまく

表現できなかったことや言語化できないことがあったのだと思います。今回は学校外の事案かもしれないのですが、当時４年生ということで、学校内では１年生から４年生の間にそういった個性のある子どもとの付き合い方や共生社会というところは、４年生になって始まったことではないかなと思うのですが、そういうところは聞いておられますか。

【中道第３教育ブロック担当部長】 当該校に聞いておりますのは、当該児童に関して学校の中では学級づくりや児童理解の取組が進んでいたこともあり、校内でのトラブルはほとんどなく、当該児童の特性を理解した関係性があったと聞いています。特に子どもたちも当該児童は絵がうまかったということもあって、そういったことも取り上げながら仲間づくりができていました。今回は学校外で違う学年ということがあったのかなと認識しております。

【異委員】 なかなか表現できない分、手が出てしまったということがあったのかと思いますが、その辺りの理解も必要なのかということと、今回は保護者の要望になかなか寄り添うことができなかったということがありますが、被害者側の保護者や子どもの思いも含めてしっかり理解して、そこの要望に寄り添うことが大切なのかと私は思っています。今回の提言で、体制づくりや外部との連携、チーム作りとありますが、これは実施しているので引き続きやっていこうということを書いていたと思うのですが、実施しているけれどできていないということだと思いますので、一步踏み込んで、実施しているけれどなぜできなかったのかというところをもう少し具体的に挙げていかないと、いつもこういう事案が起こった時に、こういうことをやっています、引き続き連携をとってやっていきます、で終わっているのでは、繰り返すのではないかと思います。実施はしているけれどなぜ連携できていなかったのかというところに、もう一步踏み込みながら再発防止を考えていかなければいけないのかなと思いました。

【赤木委員】 担任の先生が休み中の学校外のことであるということ、警察からの連絡ということですが、この対応、休み中で学校外のことだから知らないという対応は通常はしないのではないのでしょうか。休み中であっても学校の児童生徒であることは間違いなので。これまで何度もそういうことがあって、担任の先生は手に負えない状況になっていたのか、担任のこの対応はどのようなのでしょうか。校長とも連携していなかったのですか。

【中道第３教育ブロック担当部長】 ご指摘のように学校としては長期休業中や土日であっても何かあれば対応していかなければならないというのは大前提だと思います。ただ、学校によってもいろいろな状況があり、当該校でも当該児童と保護者の対応でいろい

ろな経過もあった中で、最終的にそういう流れになってしまったと、そういうところが保護者の信頼をなくして、不登校になってしまったというところにつながっているのかなと思いますので、そこの部分がもう少しどうすべきだったのかはしっかり考えていくべきポイントだと考えています。

【赤木委員】 担任の先生一人では対応できないと思いますので、校長であるとか、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー等と連携していかなければ難しい面があったのかなと思います。一つ質問ですが、校外で別の学校の子どもと会うこともあると思うのですが、あるいは学年が違う子どもと接することがあると思うのですが、近くの学校との交流や同じ学校でも他学年との交流は積極的にやっているものなののでしょうか。

【中道第3教育ブロック担当部長】 これも学校によっていろいろやり方があるのですが、基本的には、小学校であれば1年生から6年生までの縦割り活動というのが一番メインになりますし、よその学校との交流ということであれば、体育的な行事でやっているところもあるかと思います。それも学校によって内容や頻度は違うと思います。それぞれの個別の子どもたちをどの程度認識できる内容なのかは様々あるかなと思います。

【赤木委員】 それぞれの学校が直接交流することがなかったとしても、インクルーシブ教育をそれぞれやっていたら、子どもたちの理解も進んで、このようなこともなかったのかなと思います。本件はいろいろな子どもたちがいっぱい関係してどのような状況になっているのか難しいのですが、担任やそのほかの先生方や保護者が一体となって対応していかなければいけないかなと思いました。

【平井委員】 クラスの人間関係や友人関係の中で、うまくまとまっているように見えるケースでも、臨床レベルで治療してもらわないといけないこともあります。この事案では、担任との人間関係ができていればもっと早く対応できていたのではないかと思います。現実的にはなかなかそこまでは至らなかったのかもしれませんが。当該児童に関して言えば、専門医にみてもらう必要があるような気がするのですが、指導の仕方も工夫が必要ですし、難しいところだと思います。担任の先生だけでは負担が大きすぎるので、管理職に加え、外部との連携を考えておかなければならないように思いました。

【多田教育長】 課題や提言をいただいたうえで、今回対応をまとめたところですが、今日も委員の皆様方からいろいろな意見をいただきましたので、この対応を基本に進めるとして、今後より専門的な見方が必要な場面が出てくることもあるかもしれませんし、個別の対応は一人一人子どもも違いますし、状況も異なりますので、一律の対応は難しいと

思いますので、そういうところを意識してさらに議論を深めていきたいと考えております。

議案第57号「令和7年度使用中学校教科用図書の採択について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

はじめに、小学校における採択について、文部科学省通知に「令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。」とあることから、令和7年度については、令和5年度に新たに採択した教科書を引き続き採択することとする。

中学校における採択について、今年度は、すべての教科書について新たに採択する必要がある。また、前回の中学校採択と同様に、4採択地区による採択となる。

中学校採択の手順及びスケジュールについて、昨年度の小学校採択と、基本的には同じ流れとなっているが、各学校で教科書を調査していただく学校調査会の持ち方を変更している。小学校採択では、拠点校に見本本を保管し、各校が拠点校に赴き調査を行っていたが、中学校では、前回の中学校採択と同様、見本本を各校で持ち回る巡回方式とする。なお、前回は各校での調査期間が3日であったところ、期間が短いのではとのご意見を頂戴したので、今回は1日延長し各校4日間で調査いただくこととしている。

次に、今年度の採択の仕組みについて、今年度の中学校採択においても、地区の実情に適したよりよい教科書採択事務を行うために、「教科用図書選定委員会」に四つの「地区部会」を設置する。その「地区部会」ごとに調査研究を行い、審議した結果をとりまとめ、教育委員会に答申する仕組みでまいりたいと考えている。選定委員の構成については、地区部会ごとに、保護者、学校協議会委員、学識経験者、校長、区担当教育次長、教育ブロック担当部長、課長級の事務局職員の7名と選定委員会全体をまとめる役割として委員長職が1名とで計29名となる。さらに、採択地区ごとの集約や答申資料の取りまとめ事務を、指導部の各教育ブロック担当が担当する。総合教育センターの種目担当指導主事は、担当教科の専門性を活かして、各地区の専門調査会からの求めに応じて、専門的な指導助言を行う立場を担う。

なお、小中学校で使用するすべての教科書見本を展示し、保護者や市民の方が教科書を閲覧する機会を確保するとともに、教科書採択への関心を持ち、理解を深めていただくために教科書センターを設置する。大阪市においては、29カ所で教科書展示会を開催する予定であり、学校協議会委員・保護者・市民からのアンケートも実施し、全体の集約結果を参考資料として、選定委員会及び教育委員会会議にて報告させていただく。

その他、議案書には委員会・調査会などの役割、検定・採択の周期について示している。

今後、事務局として、文部科学省や大阪府教育委員会からの通知等をふまえ、令和7年度使用教科用図書採択が、より一層、適正かつ公正に実施できるよう努めてまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 教科書についてはマッチングできるかどうかの一言に尽きます。4ブロックあり、到達度はかなり違うと思いますので現場の視点は重要です。また、新しい教科書には、いわゆる文理融合、教科横断的な構成も多く見られますので、複合的に物事を見る力をつけなければなりません。旧カリキュラムなら一つの教科の中で一つの答えを求めるだけだったものが、複眼的視点から最適解を求めるように変わってきています。その意味では難度が上がっています。教える側は素材、教材、指導法、評価方法を検討する必要があるだけでなく、その教科書を選んだ人の説明責任が問われます。

【大西指導部長】 各調査会でその点を踏まえて調査するよう進めてまいりたいと考えております。

【森末委員】 学校調査会でリレー方式ということですが、これは教科書を回し読みするイメージでしょうか。

【大西指導部長】 そうですね。各学校に4日間保管しまして、グループを5校から6校で組んで、期間内に持ち回っていくという形で。

【森末委員】 4日間置くのですね。

【大西指導部長】 3泊4日で、4日間各学校で保管します。

【森末委員】 地区ごとに一つではなくて、6校ぐらいでワンセットということですか。そうすると各学校に一つということにはならなくて、見本が少ないのでこういう形にならざるを得ないということですね。

【大西指導部長】 そうですね。129校ありますので、そういった工夫をしながら学校調査をしていただくということになります。

【森末委員】 そこはやむを得ないですかね。そういう意味では頑張っていただくしかないかなと。実際に見ると本当に大変ですよ。それが反映されて上に上がってくるので、頑張っていただくしかないということですね。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第58号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会等への諮問について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

中学校採択に関して、「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会」への諮問内容について、まず諮問の理由として、「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会においては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画等に示された基本的な目標に基づき、ICTの活用とともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実できるよう調査研究を行い、各教科用図書の特に優れている点や、特に工夫・配慮を要する点を明確にし、採択権者が十分な審議を行えるよう、それぞれの地区ごとにふさわしい教科用図書について報告するなど、採択権者である教育委員会の判断に資する答申となるよう努めること。」と明記し、今現在の教育課題をふまえたうえで採択できるようにさせていただく。本日ご承認いただけたら、後日開催予定の選定委員会において諮問させていただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第3号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置及び委嘱について」を上程。

大西指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立中学校の令和7年度使用教科用図書の採択にあたり、「執行機関の附属機関に関する条例」第1条に基づき、教科用図書選定委員会を設置し、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条、第4条第2項及び第5条第2項に基づき次表に掲げる者に教科用図書選定委員会委員を委嘱する。教科用図書選定委員の任期は、設置期間である委嘱の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとしている。

まず、教育委員会が指名する「委員長」を富山富士子大阪市総合教育センター所長とさせていただいている。また、各地区部会に所属していただく委員については、現時点での案を表にてお示ししているが、各所属の方々を地区ごとに7名、4地区全体で28名とし、委員長をあわせた計29名で組織することとする。なお、各地区部会における「地区部会長」は、各地区部会内で互選となっている。現在、空白となっているところは本日以降に実施

の教育ブロック会議で候補者が決定される予定であるが、採択スケジュールの都合上、候補者が決定次第、教育長による「急施専決」にて今後の採択事務を進めさせていただきたいと考えている。

スケジュールについて、選定委員会からの答申の手交の日程を昨年度より1週間程度早めることで、答申手交から教育委員会会議における協議や採択までの期間を3週間確保するように今年度は日程を確保したいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 スケジュールについて、5月20日に学校拠点校に教科書を配布するとなっていますが、この日より前に配布するというのは難しいのでしょうか。これがその後のスケジュールを制約しているのでしょうか。

【大西指導部長】 そうですね。いわゆる見本本が各教科書会社から教科書センターを通じて揃うのが、これが最速ということになりますので、どうしても調査はそこからのスタートになります。

【森末委員】 それはばらばらと届くものではなく一斉に届くものなののでしょうか。

【大西指導部長】 一定揃ったものは、送ってくるのですが、教科書会社の都合によりすべてがそろっていない場合がございまして、すべてが揃うのはここになってしまいます。

【森末委員】 今回はこれで仕方ないと思いますが、揃ってくる順に順次に見てもらった方がいいのかなと思います。やはり先ほどの3泊4日では短いように思います。教科書会社としてもきちんと見てもらいたいと思うでしょうし、できるだけ早く出すようお願いをして、出てきた順で見えていってもらったりして、教育委員会会議は前倒しすればいい話なので。見てもらう時間をできるだけとるようにすべきだと思いますので、今後検討してもらえれば。

【大西指導部長】 実情に応じて工夫できるところはしてまいります。

【森末委員】 そうすれば教科書会社も早く出しましょうとなると思いますしね。府が取りまとめて送ってくるということではないでしょう。教科書会社から直接来るのですよね。

【大西指導部長】 教科書センターでとりまとめてということになります。

【森末委員】 その辺り早くできるように今後検討してもらえればと思います。

【大西指導部長】 ありがとうございます。

【多田教育長】 できるだけ学校調査会で丁寧に見られるように進められるよう、先ほど3泊4日というところでご指摘をいただきました。順繰りに回していくので、その手間暇もある中で、今回は1日延ばしたところです。そのところも現場でできるだけ長く見ていただいて、しっかり審査して意見としてあがってくるようにしていきたいと思いますので、引き続きその点は議論を重ねたいと思います。

報告第12号「市会提出予定案件（その5）」及び報告第13号「市会提出予定案件（その6）」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

報告第12号は、校舎建設工事請負契約の締結にかかるものであるが、予定価格が6億円を超えるため、また、報告第13号は、校舎建設工事請負契約の一部を変更するものであるが、変更後の契約予定価格が6億円を超えるため、今後、市会での審議を経る必要があるが、速やかに市会上程の手続きを行う必要があったことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。

報告第12号は、生野区の鶴橋小学校建設工事請負契約である。北鶴橋小学校と鶴橋小学校を統合し、令和9年4月に鶴橋小学校の校地に新たな学校を開校する予定であり、3階建ての校舎1棟の建設等について、大勝建設株式会社と契約金額10億2,300万円で契約したい。

次に、報告第13号の都島区の淀川中学校建設工事請負契約の一部変更について、老朽化に伴い昭和34年に建てられた校舎を建替えるため、株式会社トーワ技研工業と契約金額5億9,381万9,600円で工事請負契約を締結した。雨水貯留槽設置のため掘削を行ったところ、地中から混合廃棄物が発生したため、その撤去のために契約を一部変更することとなり、変更後の契約金額は、6億5,011万6,500円である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 12号は、工事業者は何者ぐらい応募されましたでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 2者です。

【大竹委員】 だいたい他の入札でもそのぐらいの数でしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 一概には言えませんが、ここ最近は2者程度の相手が多いです。

【森末委員】 13号について、最初の契約の5億9千万円が6億5千万円になったと、これが2割を超える変更ではないが、予定価格が6億円を超える工事だから議案になるということですね。

【近藤学校環境整備担当部長】 はい。

【森末委員】 最初の5億9千万円で落札されたときは、予定価格は6億円を超えていたのでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 当初は、5億3,400万円で契約をしました。その後、インフレスライドや地盤強化工事を実施し、現在5億9,300万円で契約しているものです。さらに、混合廃棄物が発生し、その撤去等のため6億円を超えることとなったことから市会案件となったということでございます。

【森末委員】 予定価格が6億円を超えたのではなくて、実際に契約した金額が6億円を超えたということですか。

【近藤学校環境整備担当部長】 これから変更する契約が6億円を超えるということです。

【森末委員】 ということで条例にあたるということですか。あるいは、地下構造物が出てきたから設計しなおしたら予定価格が6億円を超えるから、それで実際にやったら6億5千万円となったということだと思ったのですが、これは、例えば予定価格が5億9千万円で入札をして、6億5千万円でしか落札しなかったと、仮にそういうときは議案として6億円を超える工事として出すことになるのでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 予定価格を5億9千万円を出して、それを超える6億5千万円で契約することはないです。予定価格を超える場合は、例えば価格交渉を行い、5億9千万円以下で契約することになると思います。

【森末委員】 今回議案としてあげられた理由は何でしょうか。条例では、予定価格が、となっていますが、それはどう読むのでしょうか。予定価格が6億円を超える工事について議決が必要なのだと思いますので、予定価格が6億円を超えるということですかとお聞きしたら、あくまで実際の契約金額が6億円を超えたとおっしゃったので、本当ですかという質問です。

【近藤学校環境整備担当部長】 変更して契約する金額が6億円を超えることになる

ので、今回市会に上程するということです。

【森末委員】 それはこの条例の文言から読めますかということです。2割を超える変更がある場合は当たるでしょ。でも2割を超えていませんよね。

【多田教育長】 当初の契約の予定価格があって、先ほど5億3千万円ほどと言っていたと思いますが、そこから今回6億5千万ということで、2割を超えるということではないのでしょうか。この条文の最初のただし書きまでのところで言うと、予定価格が6億円を超える場合は議案になりますよと、但し、2割を超える場合はとあって、ここの読み方としては、当初の予定価格は6億円で満たなかったが、一旦契約をして、その後契約を変更して2割を超えるので市会に上程するという理解ではないのでしょうか。

【森末委員】 それならわからないことはないです。5億3千万円で一旦契約しましたと、そうしたら2割を超えましたよということであればわからないことはないです。ただ、今回は、1回契約しなおして5億9千万円となって、その段階では2割になっていませんよね。だけど、次が6億5千万円になって、これも5億9千万円からだと2割を超えていないけれど、5億3千万円からだと2割を超えているよと、こういう理解でよいのでしょうか。要件に当てはまらないのを議案として認めるのはよろしくないの確認したのですが。

【花月施設整備課長】 今回は2割を超えるから市会に上程する案件として出しているのではなく、委員がご指摘のように予定価格の解釈のところで、契約する予定の価格として議案に記載していると理解しております。

【多田教育長】 議案の議決に関わりますので、確認してもらって回答してもらえますか。

【赤木委員】 変更の理由として、貯留槽からごみが出たとのことですが、そういった理由は書かなくてよろしいのでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 議案に変更の理由を書くかどうかということについて、通常はこの様式で書かせていただき、詳細な理由までは記載しておりません。

【大竹委員】 口頭で説明をするということですね。なぜ変わったのかという質問は素朴なので、こういうルールで今までやってきているのですかねという質問だと思います。

【赤木委員】 変わったのならなぜ変わったのかは気になると思います。今回はごみが地中から出てきたと、それをなぜ書かないのかなと思います。普通は金額が上がったらなぜ変わったのかとやはり気になります。

【大竹委員】 一般の契約では書くと思います。金額が変わりましたと言われて、はいそうですかとはいならないでしょ。慣例的に、説明するときに、こういうことになっていてこの金額ですということをやっているということになっているのであれば理解します。

【多田教育長】 議案の体裁のところだと思いますが、そこも併せて確認してもらえますか。

【近藤学校環境整備担当部長】 確認しましたところ、予定価格が6億円ということにつきまして、市会の議決前ということで予定価格という表現をさせていただいておりますが、契約変更の場合においては実際に契約する額となります。今回、契約変更により再度契約するということになりますので、その契約額が6億円を超えるということなどの理由から市会に上程するものでございます。また、赤木委員からご指摘いただきました様式の件ですが、この様式につきましては、市会の議案と同じ様式を使わせていただいております。教育委員会会議でご議決いただきましたものをそのまま上程するという事で同じ様式としております。但し、さきほど理由が口頭でよいのかというご意見をいただきましたことから、次回以降、変更の理由等につきましては、別紙資料を添付し、説明させていただくようにいたします。

【森末委員】 予定価格と書いてあるのは通常の場合であって、今回のような変更契約の場合は契約額ということで読み替えるということですね。もう一つは、ただし書きに、既決契約の契約変更で契約金額の2割を超える増減がある場合を除く、ということになっていることについて、既決契約というのは最初の入札で決まった契約金額ということですね。本当にそう読めるかどうかは別としまして、そこは疑義がありますが、仮にそうだとすると最初の契約金額が5億3千万だったのが、2回ジャンプして現在は6億5千万円になっていると、これを市会にかけなくてよいのかと議論になりますから、仮に条例にピタッと当てはまらなくても議案として出すということについては、議会を尊重するという趣旨から構わないのではないかとということも補足的に理解して賛成します。

【大竹委員】 今の説明だと最初の追加工事の時も予定価格ではなくて、6億は超えたのだけれど、追加工事で既定というか、既に定まった金額で読み替えるということですが、そうすると、その前の追加工事の時の予定価格を読み替えるとする、2割というのはどこから2割なのか、追加工事から2割なのか、元から2割なのかということになります。みんな予定価格、予定価格と言っている。その説明は解釈的には難しく、私の印象から言うと、今回の報告第13号は、予定価格とは今回の契約の予定価格のことを言っ

ていて、それが6億円を超えていますからと言う方がわかりやすいと思います。

【森末委員】 趣旨からいうと、最初の5億3千万円から6億5千万円になっているのに議決を経なくていいかと言われたら、これは、やはり市会を尊重するという趣旨で今回は上程します、という説明がいいのではないかなと思います。今の説明がピタッと当てはまるとは私は正直思っていない。仮に当てはまらなくてもそういう説明ができるということで議案に出すことについては構わないと思います。

【多田教育長】 法令上の解釈とか議案の体裁がわかりにくいところのご指摘ですが、前例に倣った形で出させていただいております。条例の解釈のところはご指摘いただいたようなことで理解して採決させていただきたいと存じます。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれも原案どおり可決。

報告第14号「市会提出予定案件（その7）」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、特殊勤務手当を新設するため条例を一部改正するものであるが、市長部局に合わせるべく5月市会に上程する必要性が生じたので、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。

改正条例案の主な内容について、教育職員及び指導主事が、暴風、豪雨等が発生した場合において、被災地に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧のための作業等に従事したときに、日額1,080円、作業等が午後10時から翌日の午前5時までの間において行われた場合は1,620円の災害応急作業等派遣手当を支給することとする。

改正理由について、令和6年1月19日付けで国から通知があり、地方公共団体の職員が行う避難所運営の業務等は、国の災害応急作業等手当の支給対象に該当しうるとされたことを受け、本市においても、被災地に派遣されて行う作業等について、精神的・身体的負担が大きいこと及び地方公務員法第24条第2項に規定する均衡の原則の趣旨を考慮し、災害応急作業等派遣手当を支給できるよう改正する。

また、能登半島地震の発生に伴い、既に職員が被災地に派遣されていることから、能登半島地震が発生した令和6年1月1日に遡って支給することとする。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 この手当の金額は法律で決まっている金額でしょうか。

【藤堂教職員給与・厚生担当課長】 国の額に準じて定めております。ちなみに大阪府も同じ金額と聞いております。

【森末委員】 国家公務員の場合もこの金額でしょうか。

【藤堂教職員給与・厚生担当課長】 同額でございます。

【森末委員】 いろいろな負担があるのに安いなと思いましたが、それならそれで結構です。

【多田教育長】 ちなみに本市は今回の地震で3名の指導主事を現地に派遣いたしました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第59号「令和7年度校長公募について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

選考の概要について、応募資格は、応募資格Aの外部人材は、採用日時点で年齢が35歳以上で、民間企業等において管理職の経験を有することなどとしている。応募資格Bの本市教職員は、現に副校長、教頭等の経験年数が、出願時点で通算1年以上あり、59歳以下であることなどとしている。募集校種・募集予定人数は、小・中学校共通については70人程度、幼稚園については若干名としている。選考方法について、第1次選考は、書類選考及び論述試験であり、論述試験は7月13日に実施する。第2次選考は、9月上旬から集団面接を実施し、第3次選考は、10月中旬から個人面接を実施し、最終合否は11月中に通知する予定としている。受付期間は、5月16日木曜日から6月14日金曜日までとする予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 応募資格Aの場合、年齢の上限がないのですが60歳を超えても大丈夫ということでしょうか。

【上原部長】 はい。

【森末委員】 申込書記入要領で性別欄が任意となっていますが、今年度からでしよ

うか。

【三四教務部担当係長】 昨年度からです。

【赤木委員】 外部の方を入れるところのこれまでのメリットというか、こういう点では困ることがあればお聞かせいただけますか。

【上原教務部長】 特段困ることはございませんで、人事管理やマネジメントに一定の専門的知見を持っている方に入っていただくことで、客観性にプラスになっているかなと思います。

【赤木委員】 校長になられる方が民間から来られるということで、管理職経験があるから採用するということなのですが、実際に校長になられたときに外部の方を入れるメリットはどういうことでしょうか。

【上原教務部長】 外部のマネジメント経験などいろいろな知見をお持ちの方に入っていて、いろいろな視点で学校経営に力量を発揮していただいている方もいらっしゃいます。過去においては、たくさんの人材に入っていてマネジメントがうまくいかないケースがございましたので、採用前に一定の研修を受けていただいたり、採用後も校長OBを公募校長支援の職で雇用したりしておりまして、そういったサポートも丁寧に行いながらマネジメントが円滑にいくようにということで、最近は大きな支障なく運用できていると考えております。

【平井委員】 民間校長については、キャリアを書く時の内容を厳しく見ていただきたいと思います。海外大学へ進学させるということを前面に押し出して、世間的注目を受けた公立高校の民間校長がいましたが、後になってからいろいろな話を耳にします。厳格な審査をお願いしたいです。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第60号「職員の人事について」を上程。

説明要旨及び議事概要については、大阪市職員条例第30条第5項の規定により非公表

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
